

道路に関する固定資産税等の非課税について

1月1日現在で、土地の一部が後退（※）して「公共の用に供する道路」として利用されている場合、この後退した部分は、固定資産税等が非課税になる場合があります。

また、非課税の要件に該当しない場合であっても、一定の要件を満たす土地については、固定資産税等が減免になる場合があります。

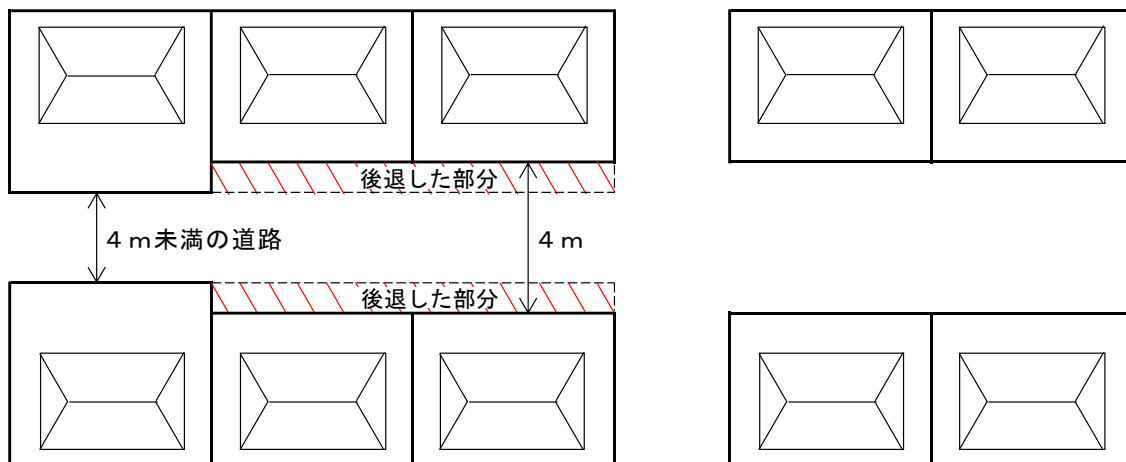
※ 建築基準法では、建築物の敷地は、原則として幅員4 m以上の道路に2 m以上接しなければならないと定められています。そのため、幅員が4 m未満の道路に接する敷地で建築行為を行うときには、4 mの道路幅員を確保できるように後退することが必要になる場合があります。

固定資産税等が非課税となる「公共の用に供する道路」とは

以下の要件を2つとも満たす土地が「公共の用に供する道路」に該当します。

1. 道路として利用するうえで制約を設けていないこと
2. 広く不特定多数人の利用に供されていること。

【イメージ図】



ご自身の土地が要件を満たしているか確認したい場合、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

【固定資産税の非課税・減免に関すること】

お問い合わせの内容	担当部署	電話番号
青葉区に所在する土地	北固定資産税課土地第一係	022-214-8596
泉区に所在する土地	北固定資産税課土地第二係	022-214-8597
宮城野区・若林区に所在する土地	南固定資産税課土地第一係	022-214-8689
太白区に所在する土地	南固定資産税課土地第二係	022-214-8690

【狭あい道路等に関すること（電話番号は各区役所の代表電話）】

青葉区街並み形成課	022-225-7211
宮城野区街並み形成課	022-291-2111
若林区街並み形成課	022-282-1111
太白区街並み形成課	022-247-1111
泉区街並み形成課	022-372-3111